

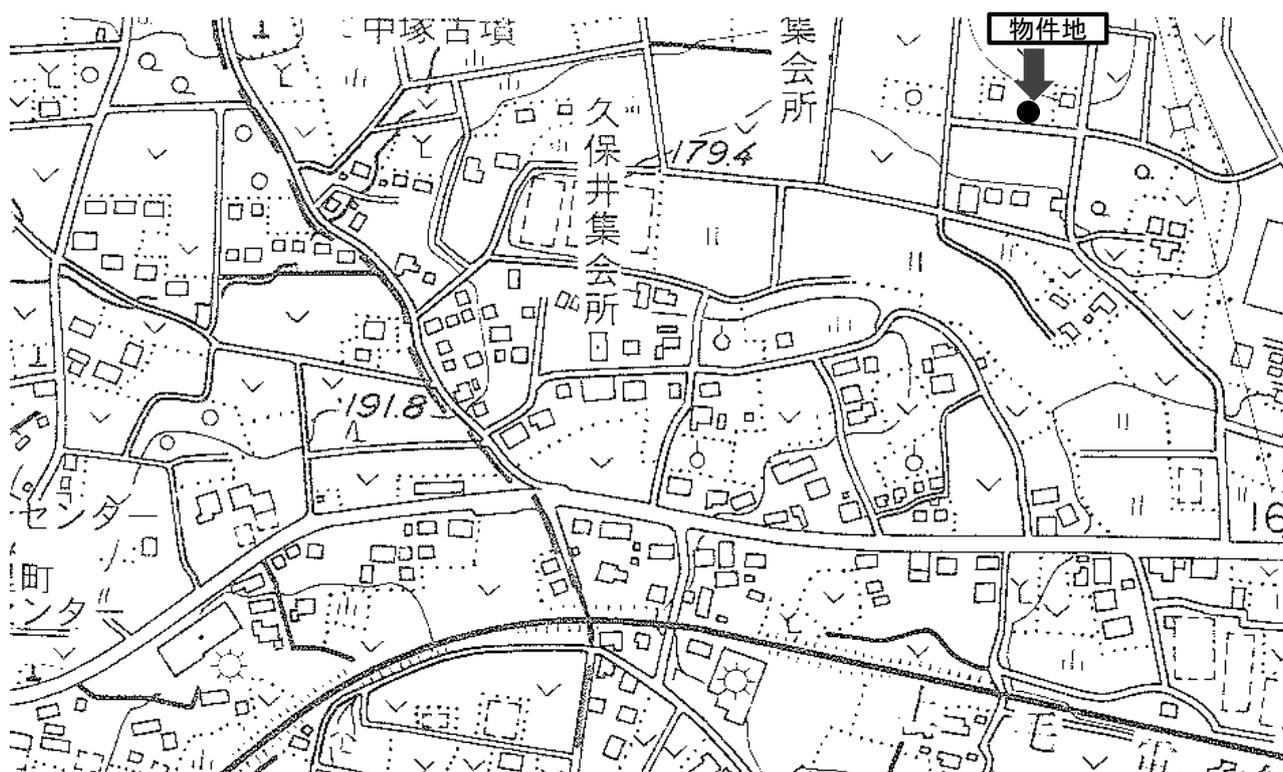
物 件 明 細 書

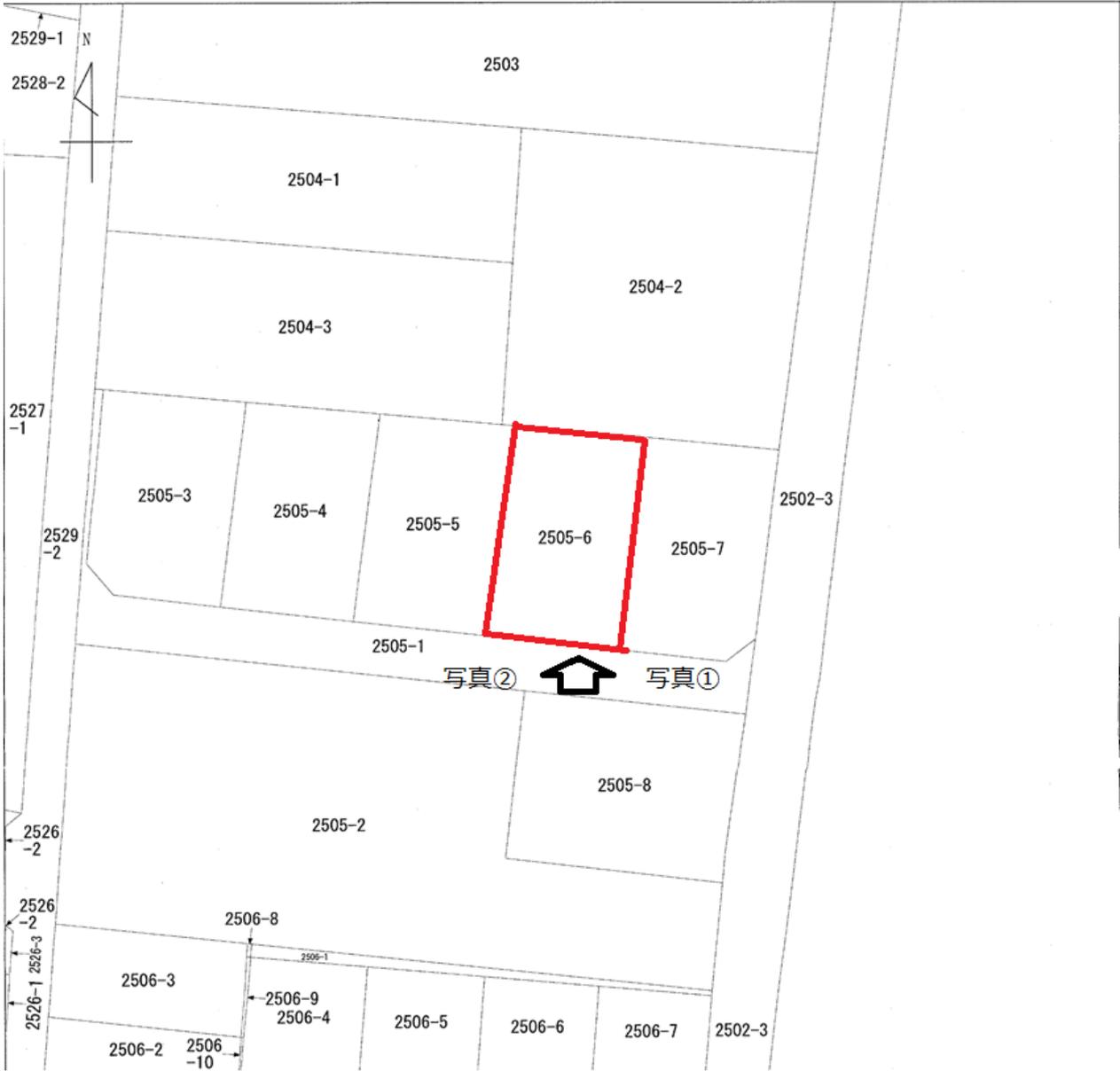
売却区分番号	桐生市-10	見 積 価 額	金2,140,000 円
		公 売 保 証 金	金220,000円
財産の表示			
1 所 在 桐生市 新里町新川字久保井 地 番 2505番6 地 目 畑 地 積 375㎡ (以上登記簿の表示による)			
物件の位置 新里駅から北東1.6km。新里中学校から南東1.6km。			
公 法 上 の 規 制	都市計画区分	非線引となっております。	
	用途地域	無指定	
	建ぺい率		
	容積率		
接 道 状 況	約7mの接道に面しています。		
物 件 の 概 況	地 勢	ほぼ平坦地	
	画 地	間口約14m、奥行約7m	
	形 状	ほぼ長方形	
供 給 処 理 施 設	上水道	引き込み済。	
	公共下水道	引き込み不可。将来的な引込可能性は無いです。	
	都市ガス	引き込み不可。(都市ガスが通っていません)	
使 用 状 況 等	物件は、住宅地の中に位置しています。		
特 記 事 項	物件は、農業振興地域内にあります。 農業以外の目的で使用する場合に必要の農用地区域からの除外(農振除外)はすでに行われています。□ 農地のため、入札するには買受適格証明書が必要です。 入札期間に間に合うよう事前に桐生市農業委員会へ申請してください。		
注 意 事 項	1 公売財産の面積は、公簿上によるものです。 2 境界は、隣接地所有者と協議してください。 3 市は不動産登記上の権利移転のみを行います。公売財産の引渡し義務は負いません。 物件内の動産類の撤去、占有者の立ち退き、前所有者からの鍵の引渡し等については、すべて買受人の責任で行ってください。 4 土壌汚染やアスベスト等の専門的調査は行っておりません。 5 敷地の埋設物、埋没物等の有無については確認を行っておりません。 6 市は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。 7 桐生市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等は、公売へ参加することができません。□ (なお、入札者情報に基づき、暴力団、暴力団員等の該当の有無を関係機関に照会します。)		
そ の 他 事 項	非課税財産		
問 い 合 わ せ 先	桐生市役所 納税課 公売担当 電話 0277-32-4045		

売却区分番号

桐生市-10

所在図





見取図等は現地の状況をイメージしやすくするために作成したものであり、縮尺・位置等は実際と異なる場合があります。あくまで、イメージするための参考としてお考えください。



写真①



写真②



接道



接道